

平成20年6月24日

日本銀行金融市場局

国債売現先（国債補完供給）の平成20年度対象先公募について

1. はじめに

○ 日本銀行では、次のスケジュールで、補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却（以下「国債売現先（国債補完供給）」といいます）の対象先を公募し、現在の対象先を見直すこととしました。

―― 国債売現先（国債補完供給）の取引方法については、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載している平成16年6月3日付の「国債売現先（国債補完供給）の取引概要」をご覧ください。

▼公募スケジュール

公募開始日	平成20年6月24日
公募締切日	平成20年7月10日午後3時
選定結果の公表	平成20年7月下旬以降の予定
選定先との取引	選定結果の公表後所要の準備が整い次第開始

2. その他

○ 対象先は、「国債売現先（国債補完供給）の対象先選定基準・手続」（別紙）に基づき選定します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不相当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して選定を行うこと、または選定された対象先の見直し等を行うことが極く例外的にあります。

以 上

<照会先>

日本銀行金融市場局金融市場企画担当

松田（03-3277-1256）

徳高（03-3277-1277）

国債売現先（国債補完供給）の対象先選定基準・手続

1. 対象先としての役割

- 国債売現先（国債補完供給）を機動的・効率的に遂行する観点から、対象先には以下の役割を遵守することを求めます。
 - (1) 正確かつ迅速に事務を処理すること
 - (2) 金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること
- 対象先が上記の役割に著しく背馳すると認められる場合には、当該先に対して理由を示したうえで、オファーの見送り、あるいは対象先からの除外といった措置を採ることがあります。

2. 対象先としての必須基準

- 対象先は、次の要件を満たしている必要があります。
 - ・ 国債売買オペの対象先または短期国債売買オペ・国債現先オペの対象先であること。
- 対象先の選定後、対象先等（対象先および対象先として選定された先であって所要の約定を未締結の先をいいます。以下同じです）に合併その他の事由が生じた場合において、日本銀行が必要と認めるときは、当該対象先等から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。

また、本日付で別途公表しました「国債売買オペの対象先選定基準・手続」（「国債売買オペの平成20年度対象先公募について」別紙）3. に掲げる基準、または「短期国債売買オペ・国債現先オペの対象先選定基準・手続」（「短期国債売買オペ・国債現先オペの平成20年度対象先公募について」別紙）3. に掲げる基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先等から除外すること等があります。

3. 応募

(1) 応募の方法

- 対象先となることを希望する先は、次の方法で申請して下さい（以下、国債売現先（国債補完供給）の対象先となることを希望する旨を申請した先を「応募先」といいます）。
 - ① 国債売買オペの対象先選定に応募する先（ただし、短期国債売買オペ・国債現先オペの対象先選定にも応募する先は、②の申請書の中で申請して下さい）

→「国債売買オペおよび国債売現先（国債補完供給）の対象先選定に係る申請書」を提出して下さい（「国債売買オペの対象先選定基準・手続」別紙1または別紙2）。

② 短期国債売買オペ・国債現先オペの対象先選定に応募する先

→「短期国債売買オペ・国債現先オペおよび国債売現先（国債補完供給）の対象先選定に係る申請書」を提出して下さい（「短期国債売買オペ・国債現先オペの対象先選定基準・手続」別紙1または別紙2）。

—— 国債売現先（国債補完供給）に関する決済を他の金融機関に委託することを希望する場合には、本日付の「国債系オペにおける決済代行者および臨時決済代行者の平成20年度定例承認について」をご参照のうえ、決済代行者の承認のための申出等を別途行って下さい。

(2) 応募に関する留意事項

- 今回選定した対象先が、合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合において、合併後の存続会社、譲受会社または承継先（以下「新会社」といいます）に対象先としての資格を移管することを希望するときは、新会社が、国債売買オペの対象先もしくは短期国債売買オペ・国債現先オペの対象先であること、または国債売買オペの対象先もしくは短期国債売買オペ・国債現先オペの対象先としての資格の移管を受けることを承認されていること等を確認のうえ、次のとおり取扱います。
 - ① 対象先が、合併、事業（対象先が外国銀行または外国法人である金融商品取引業者である場合には、日本における事業をいいます。以下同じです）の全部譲渡または会社分割による事業の全部承継を行う場合には、特段の問題がない限り、新会社に対象先としての資格を移管することを承認します。
 - ② 対象先が、事業の一部譲渡または会社分割による事業の一部承継を行う場合において、国債売現先（国債補完供給）に関する事業がその対象となるときは、その内容に様々な態様が考えられるため、一部譲渡または一部承継の内容を確認したうえで、新会社に対象先としての資格を移管することを承認するか否かを判断します。
- また、対象先が合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該対象先との国債売現先（国債補完供給）について、日本銀行および当該対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、オファーを見送ることがありますので、予めご承知おき下さい。
- 上記の場合を含め、対象先として選定した先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市場局金融市場企画担当に前広にご連絡下さい。

4. 選定方法

- 国債売買オペまたは短期国債売買オペ・国債現先オペの平成20年度対象先公募において、国債売買オペまたは短期国債売買オペ・国債現先オペの対象先として選定した先であって、かつ、1. の役割の遵守を確約しているすべての応募先を対象先として選定します。

5. その他

(1) 約定書等の貸与

- 国債売現先（国債補完供給）に関する約定書等の借覧を希望される場合には、平成20年6月25日から7月9日午後3時までの間、貸与します。貸与の手続等は、日本銀行金融市場局金融市場企画担当にご照会下さい。

(2) 対象先の選定結果の通知および公表

- 対象先の選定結果は応募先に個別に通知します。また、対象先として選定した先は公表します。

以 上